

登記の手続きを忘れていませんか？

NPO法人設立時に登記が必要な事項(組合等登記令第2条第2項)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者（理事）の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

登記内容に
変更が生じた場合…

変更のあった日から**2週間以内**に※

法務局で変更登記の申請をしなければなりません！

※その他の事務所を管轄する法務局へは3週間以内

★所轄庁への手続き≠登記の変更

★登記の手続きを怠ると、20万円以下の過料が発生することがあります(NPO法第80条第1項第1号)



NPO法人設立時に登記が必要な事項

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者（理事）の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

登記内容に変更が生じた場合には、
変更登記が必要!!

<④の主な変更事例>

- 代表権を有する理事Aが転居したとき
- 代表権を有する理事Bの辞任、解任、死亡により、あらたに代表権を有する理事Cが選任されたとき
- 代表権を有する理事Dが任期満了により退任し、あらたに代表権を有するEが選任されたとき
- 代表権を有する理事Fが任期満了後、直ちに再任されたとき

(参考)所轄庁への手続き

- ・役員変更届
 - ・役員変更届
 - ・法人情報の変更について
※ 就任承諾書
及び誓約書のコピー
 - ※ 住民票
 - ・役員変更届
- 等

↳ **※重任登記が必要**

登記申請窓口

さいたま地方法務局 法人登記部門

☎048-851-1000(代表) 音声ガイダンス「3」
さいたま市中央区下落合5-12-1(さいたま第2法務総合庁舎)

NPO法関係相談窓口

【熊谷市・深谷市・寄居町の法人】

北部地域振興センター ☎048-524-1110

【美里町・神川町・上里町・県内2以上の市町村に事務所を置き主たる事務所を本庄市に置く法人】

北部地域振興センター本庄事務所 ☎0495-24-1110

【秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の法人】

秩父地域振興センター ☎0494-24-1110

【本庄市のみにも事務所を置く法人】

本庄市 市民活動推進課 ☎0495-25-1118

MEMO